

所得基準額表〔さくら市・斎藤奨学資金奨学生用〕

◎出願資格に、「本人の属する世帯の前年度の認定所得金額が収入基準額以下」とあります
が、この収入基準額とは、栃木県育英会に概ね準じており、下記表1の収入基準額以下で
あることが条件となります。

※「認定所得金額」とは？

父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額（給与所得の場合は「給与所得者
の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経
費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額）から表2の特別控除額を差し引いた金額の
ことである。

大学等進学（在学）者

表1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額（円）
1人	2,860,000
2人	4,550,000
3人	5,270,000
4人	5,720,000
5人	6,170,000
6人	6,500,000
7人	6,770,000
7人を超える場合	人員が1人増すごとに270,000円を、世帯人員 7人の収入基準額（6,770,000円）に加算

表2 特別控除額表

控除の事由	特 別 控 除 額			
①母子・父子世帯の場合	99万円			
②就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生1人につき)	区 分	自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校			31万円
	中 学 校			46万円
高 等 学 校	国・公立	39万円	69万円	
	私 立	88万円	118万円	
高等 専門 学校	国・公立 1~3年次	39万円	69万円	
	4・5年次	43万円	72万円	
	私 立 1~3年次	88万円	118万円	
	4・5年次	87万円	116万円	

	大 学	国・公立	74万円	121万円
		私 立	133万円	180万円
専修 学校	高等 課程	国・公立	39万円	69万円
	私 立	88万円	118万円	
	専門 課程	国・公立	36万円	81万円
	私 立	102万円	147万円	
③障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき		99万円	
④長期療養者のいる世帯の場合	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額			
⑤主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。			
⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るために基本的な生産手段（田・畠・店舗等）に被害があって、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額			
⑦本人を対象とする控除			74万円	

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 出願者本人分の控除については⑦を適用し、②には含めません。

3 就学者控除の特例

子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できます。

(例) 子ども3人の場合 → $[(3\text{人} - 2\text{人}) \times 124\text{万円}] = 124\text{万円}$ の控除

◎給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① \geq ②	(A) の表を適用
家計支持者②		(B) の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額×0.8-214万円
401万円以上781万円以下	収入金額×0.7-174万円
782万円以上	収入金額-408万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額-65万円
164万円以上180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	収入金額×0.7-18万円
361万円以上660万円以下	収入金額×0.8-54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額×0.9-120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額×0.95-170万円
1,501万円以上	収入金額-245万円

◎認定所得金額の計算式

・給与所得の場合

認定所得金額=「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額

－表2の控除額

(収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算します。)

・給与所得以外の場合

認定所得金額= 収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額

－表2の控除額

高校等進学（在学）者

表1 収入基準額表

世帯人員	収入基準額（円）
1人	2,120,000
2人	3,800,000
3人	4,730,000
4人	5,150,000
5人	5,700,000
6人	6,080,000
7人	6,350,000
7人を超える場合	人員が1人増すごとに250,000円を、世帯人員7人の収入基準額（6,350,000円）に加算

表2 特別控除額表

控除の事由	特別控除額			
①母子・父子世帯の場合	99万円			
②就学者のいる世帯の場合 (児童・生徒・学生1人につき)	区分	自宅通学	自宅外通学	
	小学校			31万円
	中学校			46万円
	高等学校	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	高等専門学校	国・公立	1~3年次 4・5年次	39万円 43万円
		私立	1~3年次 4・5年次	69万円 72万円
	大学	国・公立	88万円	118万円
		私立	87万円	116万円
	専修学校	国・公立	74万円	121万円
		私立	133万円	180万円
	高等課程	国・公立	39万円	69万円
		私立	88万円	118万円
	専門課程	国・公立	36万円	81万円
		私立	102万円	147万円
③障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき			99万円
④長期療養者のいる世帯の場合	療養のために経常的に特別な支出をしている年間金額			
⑤主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。			

⑥火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るために基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害あって、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額
⑦本人を対象とする控除	39万円

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 出願者本人分の控除については⑦を適用し、②には含めません。

3 就学者控除の特例

子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除できます。

（例）子ども3人の場合 → $[(3\text{人} - 2\text{人}) \times 89\text{万円}] = 89\text{万円}$ の控除

◎給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については所得税法上の算定式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者①	① \geq ②	（A）の表を適用
家計支持者②		（B）の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額 $\times 0.8 - 214\text{万円}$
401万円以上781万円以下	収入金額 $\times 0.7 - 174\text{万円}$
782万円以上	収入金額 - 408万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額（万円未満切捨て）	所得額（万円未満切捨て）
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額 - 65万円
164万円以上180万円以下	収入金額 × 0.6
181万円以上360万円以下	収入金額 × 0.7 - 18万円
361万円以上660万円以下	収入金額 × 0.8 - 54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額 × 0.9 - 120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額 × 0.95 - 170万円
1,501万円以上	収入金額 - 245万円

◎認定所得金額の計算式

・給与所得の場合

認定所得金額 = 「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額

－表2の控除額

(収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算します。)

・給与所得以外の場合

認定所得金額 = 収入金額から必要経費（売上原価、営業経費）を差し引いた金額

－表2の控除額